

平成 21 年 2 定 環境農政常任委員会

服部委員

それでは、何点か伺います。

はじめに、皆様方がお出しになりました神奈川県地球温暖化対策推進条例案について伺います。これまででも、予算委員会で我が会派の委員が質問をさせていただきました。また、特別委員会でも質問させていただきました。本委員会でも、私、2 度にわたって質問させていただきました。それらを踏まえてのものでございます。

この条例でございますが、例えば第 4 条、そしてまた第 5 条等でございますが、この条例を 7 月 1 日に施行をするという前提の案になっているわけでございますけれども、こういう例えば第 4 条や第 5 条の事業者の責務、また県民の責務等が、文言だけで終わりはしないか、しっかりと目指すべき指標なり等が、7 月 1 日の段階で県民や事業者の皆様方に細目にわたって御提示できるのか、できないのか、単なる努め規定で終わりはしないかというふうに心配します。お答えください。

地球温暖化対策担当課長

今、お話がございました第 4 条、第 5 条は、それぞれ事業者、それから県民の一般的な努力規定でございます。責務という形で示されておりますけれども、基本的に、温暖化に向けた取組を、それぞれの事業者、県民の立場で、こういった取組をしていただくのかという方向性を示したものでございまして、いわゆる努力規定と言われているものでございますけれども、これにつきましては、具体的に、今後、来年度、今回御議決をいただければ、県全体の計画をつくってまいります。その計画の中で、こういった具体的な努力規定の部分についての施策を計画としてまとめてまいります。そういった形で、努力規定の実効性を具体化していく、その内容を具体的にお示しするのが県全体の計画になります。そういった形で、私ども、こういった努力規定、それぞれの県民、事業者の方々にお願いをする方向性を条例の中でお示しし、具体的な施策については計画という形で分かりやすくお示ししていきたいというふうに考えております。

服部委員

来年度、示していただくというのは、それはいつの時点で、どういう表題を一応想定されていらっしゃるんですか。

地球温暖化対策担当課長

この条例の中で、県全体の計画を知事が定めるというふうに規定をしております、今回、この条例を御議決いただければ、それを踏まえた形で知事が計画の策定をすることになります。この策定については、来年度につくってまいりたいというふうに考えております。

服部委員

そういう流れ、一貫性を踏まえているということであれば、当初の段階からそういう中身はもっと具体的にしていくべきだというふうに思います。これから準備というのはいかがなものかなど。環境対策は今年度始まったわけではないわけですから、皆さんはその努力が長年にわたってあるものですから、ここで集約された個別条例としての強い計画を持った条例案におきましては、事業者の責務と県民の責務については明確であるべきだろうと、そういう明確さを持った上で施行されてスタートすべきだろうというふうに思います。

その次でございますが、今、正にお話があったことでございますが、第7条、これは、知事は県内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を立てるということになっておりますが、7月1日にその目標は間に合いますか、間に合いませんか。この条例をスタートするに当たって、目標を県民に明確に明示することができますか。

環境計画課長

私ども、現行の温暖化対策に関する計画といたしましては、地域推進計画を持っております。これは、2010年までに1990年比プラスマイナスゼロの水準を維持すると、この目標のために今まで努めてまいりました。残念ながら、なかなか目標達成は難しい状況でございますが、来年度につきましても、この地域推進計画に基づきまして、また、昨年、知事が発表いたしましたクールネッサンス宣言等のリーディングプロジェクトの推進も併せまして、温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、併せまして、この条例が施行されましたら、新たに条例の中にそれぞれ位置付けがございます努力規定も含めまして、新たなこの条例に基づく地球温暖化対策計画というのを1年かけて策定をしてまいりたい。その中で目標設定を委員会等で検討し、またこちらの委員会にも御報告をし、県民参加も行いながら定めてまいりたい。なお、定める一つの案といたしましては、国の方が中長期の目標をこの6月に設定していくというようなことを発表しておりますので、そういった国の中長期目標も勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

服部委員

第7条2項(2)県内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標は、つまりセットできるんですね。

環境計画課長

4月に目標を設定するということではございませんで、4月以降、温暖化対策計画を立てていくための何らかの委員会等を設けさせていただきます。その中で十分御検討いただきまして、適切な目標を設定してまいりたい、このように考えております。

服部委員

引き続き、この件について2点伺います。

条例スタートに当たっては、目標をきちっと明確にして県民に投げ掛けるのが好ましいと思います。もう一つは、前回の常任委員会で、この条例によって温暖化ガスを削減することができるのか、できないのかということについては、非常に分かりにくい答弁であって、私は、それは削減できないというふうに受け止めたわけでございますが、そうこうしているうちに、次長からの御説明がありましたが、結果的にこの条例によって削減はできないという答弁に、私は受け止めたわけでございますが、それとこれとの、条例案における趣旨とそこがあるように見受けられますが、いかがですか。

環境農政部次長（環境技術担当）

せんだって、私の答弁は、その他の分野、大規模事業所に対する計画書制度以外の分野、それにつきまして、委員から明確な削減の措置を示せるか、こういうお尋ねでしたので、そういった分野はきちりとした計画書制度のようなものを持ち合わせておりませんので、そういう明確な数字での削減数値をお示しできない、こういうふうに申し上げたところでございます。ですから、計画書制度による削減の部分につきましては、担当課長と同じく、他県の先行した事例もありますので、一定程度の削減を私どもも期待をして、それに向け

た努力をしているということでございます。

服部委員

今の次長の御答弁と、第7条2項(2)の条例案とはまた違うと思いますが、どうですか。

環境農政部次長（環境技術担当）

ここに位置付けております地球温暖化対策計画で定める目標、これは県全体の目標ですので、かなりこれにつきましては、全国的な国の施策、そういったものとの絡みもありますので、なかなか私ども県の条例の仕組みだけで一定の数値を定めるのは難しい。そういう意味で、担当の課長の方からも答弁いたしましたように、やはり国がこの先どういう削減目標を立てるのかという辺りには、随分私どもも影響を受けます。国がその目標数値を定めることによって、当然必要な施策展開をそれに用意するはずでございます。そういうものと、この条例で私どもが計画書制度、あるいは県民の方々一般に努力規定ではありませんけれどもいろいろ規定を定めている、そういうものが相まって地球温暖化対策計画に定める目標に私どもが向かって努力する、こういう関係にあると考えております。

服部委員

次長のお話は、その範囲内では努力していくということで分かるんですが、条例案自体は、第7条2項(2)においては、県内におけると明確に出しているわけです。県内における目標設定だから明確にしないといけないというふうに私は思います。

環境農政部次長（環境技術担当）

そういう前提条件の中で、私どもは、やはりこれだけの規模の生産活動、あるいは人口を擁している神奈川県としては、国の施策、あるいは地球温暖化問題にそれなりの貢献をしなければいけない、そういう意味で、神奈川県としての一定の役割がありますので、その数値を、国の削減目標の数値を参考にしながら、一定の役割を担うという意味での目標数値は定めて、それに向けて努力したいというふうに考えています。

服部委員

そういう数値を、国との絡みがあるにしても、絡みについては後ほど申し上げますが、このことについての絡みもあるようでございますが、私は、それを条例の指標として明確にした上できちっと県民に理解を深めていただくような形でスタートすべきだということをつけ加えさせていただいております。早いということです。

次です。

第9条、知事は、県の事務及び事業に係る、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画を定めなければならない、ということでございます。このように出ておりますが、知事が定める排出削減計画の中身については、7月1日施行時点で間に合いますか、間に合いませんか。

環境計画課長

先ほどの地球温暖化対策計画と同じでございますが、地球温暖化対策計画に対しましては、現行としては地域推進計画が、また、この排出抑制計画に対しましては、現状、私どもは実行計画という形で組織体の計画を持っております。これに基づきまして、今、取組を進めているところでございまして、この条例に基づく排出抑制計画につきましては、また来年度改めて策定をしていきたい、両方連動をさせながら、県としての組織としての取

組、そして地域全体としての温暖化対策に取り組む、この二つを条例に基づいて進めてまいりたいというふうに考えております。

服部委員

先ほどの担当課長の御答弁といい、ある意味では、酷評すると、来年度送りの形の条例の中で決めていくというものの中に、大事なものがかなりある。一時に出せとは言いませんが、連携をとるのは非常に難しい、今の段階でスタートするに当たっては、そこを射程に入れてこの計画をよくよくきちっと位置付けて、県民に、皆様方、もう来年度の中で決定していくということを2回もおっしゃっている。そういうことを県民が深く理解をしていかないと、今回スタートしていくこのことの実事の重みと、県全体に与える今後の影響というものを深く受け止めることがなかなか難しいというふうに思います。こういう複雑なものだと言ってこれを通過することはできないというふうに思いますので、少し無理があるような状況でございますから、次回、深めるために県民理解の普及をよくやっていかなければいけないだろうと思わざるを得ません。

それから、第9条3項でございますが、これは神奈川県について決めたことでございます。3項の3行目、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない、これは自動車です。したがって、昨日の予算委員会で私は、この条例は、知事自らの車と置き換えて読んでも何ら間違いではないと。ところが知事は、県内のメーカーに対する配慮もあって乗っている車でというようなお話がありましたが、この条例案と趣旨が反すると思いますが、いかがですか。

第9条3項、県は、2行ばかり飛ばしますが、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用、その他の温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を自ら、県ですよ、自ら率先して行うよう努めなければならない。

環境計画課長

昨日の予算委員会でも、関係部局の方から答弁があったかと思いますが、それぞれ、新たな買い換えのときにおいては、EV若しくはハイブリッド等の環境配慮の自動車を購入していく。なお、知事の車両につきましては5年間のリースということでございまして、その中、ここで買い換えになると多大な財政的な負担も新たに生じるということで、それぞれの機会を見ながら、また、EV車につきましては、これから数年たてば、より乗用車タイプのEV車というものも可能になるのではないかと、そういったものも視野に入れながら検討をしていきたいというふうな答弁であったかと思いますが、そういった方向で率先導入に努めてまいりたいというふうに考えております。

服部委員

こういう取組というのは、そういうEV車とか、現時点におけるものをどのようにして速やかに使用していくかというところに、大変社会的な価値があると私は思っております。そのために、今後どうするかという研究開発というのは、当然あってしかるべきですが、一層進化していくということが大事です。現時点におけることについて、その先導的な役割を果たす知事がそれに乗り換えられないというところは、この条例案の趣旨を、自ら提出しながらその趣旨をどこかはき違えて理解をしているところがあるのではないかなと。そういうことであれば、一事が万事という言葉は使いたくありませんが、あまねく多くの県民に私はどのようにして深い理解を求めていくのか疑問でなりませんということをつけ加えておきます。

それから、かなり大事なことになりましたが、時間もないのでこれでおしまいにしますけれども、中小規模事業者等に対する支援、第13条ということですが、これはまことに大事

です。この条例が三つの計画書の提出義務を持っているところと、登録ということにあるというふうに知事は答弁をされておりますが、同時に、それらの提出義務から外れる 28 万 8,000 の事業所、計画書提出義務がある事業所が約 1,000 でございますから、差し引き約 28 万 8,000 の事業所の人たちというふうに言えなくもございません。そこに対する規定を、第 13 条はされているわけでございます。ここを充実してやらなければいけない。こういう人たちの取組を切って捨てたような形で 7 月 1 日に施行していくということについては、私は、いかがなものかなと思わざるを得ません。

この人たちは、条例の中で、主に努力規定にかかわるものが大多数でございます。時間がないから読みませんが、拾ってみただけでも、努力規定はこんなにあります。条例案を読み返してください。これをどのように理解をしていくのか、それこそ一人でやっている事業所もあるし、それに対して、エネルギー使用量が年間重油換算で 1,499 キロリットル、つまり 1,500 キロリットル直前のところの人たちと、様々あります。そういう人たちがすべて対象になる。こういう努力規定の中身について、もっと細かく、そして多くの人に、そしてその段取りを、そして県がそれを融資であるなら融資のサポートの仕組みをきめ細かくやって、県民総ぐるみ、そしてすべての事業所総ぐるみでもってやっていく条例としてスタートしていくということが、条例としての好ましいスタートではないかと思わざるを得ません。このようにして問題意識と数値目標を絞るところに、冒頭申し上げた、個別条例としての存在意義があるだろうと思っておりますが、そこを欠けたところのスタートについては、私は非常に残念な気持ちをここで表明しておきます。

それから、もう一つは、最後に、これは 2 段階施行になってございます。そのことにつきましては、神奈川県内の政令市とそして神奈川県が、ある内容によっては条例が対象とする対象企業を同じくしていながら、取りまとめ作業と施行段階が違うということが、いかがなものかなという、外形的なものでございますが、ところが、その外形的なものが内実を鋭くえぐり出して、矛盾に至らなければいいがなというふうに思います。そういう意味では、この辺のところはどうなっているか分かりませんが、横浜市との連携等はおとりになってきたのか、そしてまた 1 月 1 日の 2 段階目の施行についてはどのように考えているのか、伺っておきたいと思えます。

地球温暖化対策担当課長

横浜市との連携のお話でございますけれども、この条例案のベースとなる案を御検討いただきました検討委員会の中でも、オブザーバーとして横浜市、それから川崎市に御参画いただいております。案の初期の段階から、様々な御議論に御参加をいただいております。それから、この時期に至るまで、その様式についての細かい調整、それから、今、お話のございました施行時期につきましても、特に横浜市とは密接に連絡をとり合いながら調整を進めてございます。

施行時期について、横浜市は、先般、条例案を出されまして、横浜市の改正条例につきましては 22 年 4 月 1 日が施行、私どもは 22 年の 1 月を、今、施行のスタートというふうに考えておりますけれども、この違いについても、両方で調整を十分に進めた結果でございます。横浜市については、既に現行の条例で計画書制度というものを持っておりまして、それを改正して本県の条例と同様の形のスキームをつくる、これが今回の条例改正の趣旨でございます。既に計画書を提出いただいている事業者に対して変更を求めるということがございますので、横浜市としては、条例を年度の変わり目に施行するというふうな考え方をしております。

私どもの方は、横浜市以外の部分の条例施行というふうな形になろうかと思っておりますので、それ以外の地域につきましては、基本的には初めて今回この条例の施行対象になるということになります。そういった事業者の方々に対しては、私どもは条例の計画書の受付期間

というのを、施行期間を前倒しにすることによって長くとりたいというふうに考えています。施行の提出の期限につきましては、横浜市ともそろえて考えていきたいというふうに思っております。施行のスタートを早めることによって、私どもは、事業者に対する窓口の指導の期間が長くなる、しっかりとした指導がその間にできるということもございませぬので、横浜市との差というのは、そういった、県条例が初めて適用になる事業者の方々のことも考えた上で、こういった施行時期を予定させていただいたところでございます。

服部委員

行政間同士でそのような話合いがついているんだったら、なおさら、1月1日にする必要はないというふうに私は思います。

今、行政間同士で話合いがついているということと、もう一つは、委員会でも私申し上げましたが、エネルギーの第1種管理指定工場またはエネルギー管理指定工場とか、この間の委員会でも申し上げましたが、約600あるわけで、今回900というのは、フランチャイズ等で上乘せになってくる、または、新たな経済活動の進化で、1,400のところか1,500になったりして、そういうところのプラス分もあるかもしれない。知事は900という答弁をされている。いずれにしても、今までの環境対策の中で触れてきた企業が8割を占めているわけでございます。したがって、7月1日にやって、1月1日にということ、そんなにあせることはない。これは御新規の人たちという、そういう教育の振興に寄与する幅広い人たちが、最大公約数としてしっかりと時間をとって7月1日にやっていけば、この方がいいと思います。

いずれにしたって1月1日なんていうのは、正月の元旦に何で設けたんだという、非常によく分からないところがある。結局1月1日に始まるわけではないわけございまして、なおかつ一遍に900社が1月1日、正月に来るわけではない、理論的に。または仕事始めの1月5日に契約者が一遍に来るわけではない。やっぱり年度末の忙しさの合間を見ながら、今、忙しい年度末、半端ではありませんよ、企業の人たちに会うと。したがって、そぞろそぞろ、さみだれ式に来るとしても来るだろうということを考えたときに、やっぱり4月1日に合わせた方がいいというふうに思いますが、どうしてそういうふうな判断に立たなかったのかというふうに危ぐすら私は思えてなりません。その辺の意見を申し上げておいて終わりたいと思います。

いかようにしても大事なテーマでございますので、幅広い県民の人たちが、本当にこの条例を契機にしてみんなでやっていこうというところで、全体計画、全体目標が打ち立てられながら、県民合意の下で進められていくことを期待しながら質問を終わりたいと思います。